

【中国】航路法の制定

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2014年12月28日、内陸河川や沿海部の航路に関する法的規制を強化し、航路の計画的な整備と保護・保全を推進し、航路の安全と水上交通の発展を保障することを目的として、航路法が制定された。

1 制定経緯

中国で現在使われている内陸河川航路の総延長は約13万キロメートル、沿海航路は約8,000キロメートルあり、これらの航路を利用した貨物輸送は国内貨物総輸送量の約11%を占めている。1949年の建国当初、内陸河川航路の総延長は約17万キロメートルに達していた。しかし、その後電力確保のためダム建設を重点として河川開発が進められてきたことなどにより、今日ではその約4分の3に減少した。これらの航路が交通運輸手段として十分に活用されているとは言えないのが現状である。

内陸河川、沿海部等の水上交通の航路及び関連施設の管理に関する立法としては、1987年に航路管理条例が制定されている(2008年に一部改正。注1)。しかし、道路法、鉄道法、港湾法、民間航空法等が制定される中で、交通運輸関係の法体系整備の観点から、航路法制定の必要性を指摘する声が高まってきた。航路法の制定に向けた検討は既に1995年から始まっていたが、2011年から本格化した。2014年4月の第12期全国人民代表大会常務委員会第8回会議に提出された法案は、審議後、意見公募を経て修正が加えられ、同年12月28日、同常務委員会第12回会議で再度審議された後、可決、成立した。

成立した航路法(注2)は全48か条から成り、2015年3月1日から施行される。

2 航路法の構成と主な内容

(1) 構成

第1章：総則(第1条～第5条)、第2章：航路計画(第6条～第9条)、第3章：航路建設(第10条～第14条)、第4章：航路保全(第15条～第23条)、第5章：航路保護(第24条～第37条)、第6章：法的責任(第38条～第46条)、第7章：附則(第47条～第48条)。

(2) 立法目的と適用範囲

航路の計画、建設、保全、保護に関する法的規制を強化し、順調かつ安全な航行を保障し、水上交通の発展を促進することを目的とする(第1条)。中国の領域内の河川、湖沼等の内陸水域、内海及び領海における航路とその関連施設に対して、この法律が適用される(第2条)。ただし、軍港や漁港への出入りのための専用航路には適用しない(第47条)。

(3) 基本原則

航路の計画、建設、保全及び保護においては、経済発展及び国防の必要性に基づき、水資源の総合利用及び保護並びに生態環境の保護を原則とし、交通運輸体系や洪水防止の総合計画に従い、給水、灌漑、発電、漁業等の機能全体を勘案し、水資源の総合的な効果を発揮させなければならない（第3条）。

(4) 航路関係予算の確保

国務院及び県級以上の地方人民政府は、経済社会の発展水準と航路の整備保全の必要性に基づいて、航路の建設及び保全のための費用を合理的に予算に組み入れなければならない（第4条）。

(5) 管理主体の明確化

国務院の交通運輸主管部門は、全国の航路管理を主管し、国務院の規定に基づき省・自治区・直轄市間の幹線航路、国境河川航路等の重要航路を直接管理する。県級以上の地方人民政府の交通運輸主管部門は、省・自治区・直轄市人民政府の規定に基づき所轄の航路の管理を主管する。（第5条）

(6) 航路計画

航路計画は、全国計画、流域計画、区域計画及び省・自治区・直轄市計画に区分され、法に基づいて制定された流域総合計画、水資源計画、環境保護計画等の他の関連計画との整合性を図らなければならない（第6条）。

(7) 航行条件影響評価制度

航路に関係する建設工事を実施するに当たっては、その検討段階で当該建設工事が航路の航行条件に与える影響について評価を行い、審査権限を有する交通運輸主管部門又は航路管理機関にそれを報告しなければならない（第28条）。

航行条件影響評価の承認を経ないで建設工事が行われたときは、当該建設工事の中止と原状回復を命じ、20万元以上50万元以下（1元は約19円。以下同じ）の過料を課す（第39条）。

(8) 違法な川砂採取の取締り

河道内での川砂の採取は、関係法の規定に従って行わなければならない（第36条）。

河道内の川砂採取禁止区域での違法な川砂採取は、法により処罰される。航路及び航路保護区域の範囲内で川砂を採取し、航路の航行条件を損なった場合、航路管理に責任を負う部門がその違法行為の中止を命じ、違法所得を没収し、違法採取を行った船舶を差押え又は没収し、5万元以上30万元以下の過料を課す（第43条）。

注（インターネット情報は2015年1月20日現在である。）

(1) 「国务院关于修改《中华人民共和国航道管理条例》的决定」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/xzfg/200812/20081200268538.shtml>>

(2) 「中华人民共和国航道法」中国政府网 <http://www.gov.cn/zhengce/2014-12/29/content_2797962.htm>